

広島地方裁判所委員会（第11回）議事概要

第1 開催日時

平成19年6月7日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 大迫唯志，奥田哲也，小野増平，桑原悦子，小西秀宣，佐藤洋志，
高橋正敏，竹内俊子，橋野俊子

[事務担当者] 上田事務局長，吉田総務課長，河村庶務第一係長

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。内容については別紙のとおり）

1 委員長選任

2 報告事項

前回委員会後の主な広報活動について

3 裁判員制度実施までに裁判所が行うべき広報活動の全体像に関する意見交換

4 次回の意見交換のテーマについて

裁判員制度実施までに裁判所が行うべき広報活動の全体像について

5 次回期日等

追って決定

(別紙)

委員長選任

(小西委員が委員長を務めることが了承された。)

前回委員会後の主な広報活動について

(事務局から前回委員会後の主な広報活動について説明が行われた。)

企業を訪問して裁判員制度の説明を行ったり，球場で裁判員制度のPRを行うなど，裁判所も含めて，法曹三者としては，従来行っていなかったことを行っているのではないかと思う。委員の皆様方から見た御感想，御意見などを伺いたい。

企業を訪問して説明する，球場でのPRを行うといった活動をされているようだが，こういった地道な活動を行うことが，やはり大事だと思う。広島銀行が就業規則を変えたというムーブメントが起きている現実もあり，活動の成果として素晴らしいと思う。

制度の実施まであと2年を切った状態になっており，本当に制度の周知徹底が急がれる時期になっていると思う。おそらく，制度が分かって理解が深まってくれば深まってくるほど，裁判員制度は難しいものだという思いが国民の間に強まっているんだろう。しかし，私は，裁判員制度は，やってみるべき価値の非常に大きい試みだと思っており，こういう形でどんどん広報を続けていって制度を周知徹底していってほしい。

また，一番ネックになるのは，おそらく企業だろうと思っていたので，積極的に企業回りをされたり，広島銀行が先頭を切って制度を整えたというのは，やはりいいことだろうと思う。

私は，以前から，様々な場所に出向いていって裁判員制度を広報すべきではないかということをお願いしてきたが，随分，各地に出向かれるようになったと思っている。

球場で行われたパフォーマンスは、多くの市民の目に触れるので、裁判員制度自体を知らない多くの方に、「裁判員制度って何なの。」と聞いていただけたと思うし、大きく広報できたのではないかと思う。

出前講座については、地域的には県北部も含めた県内全域で、対象としては学校、ソロプチミスト、ロータリークラブ、公民館など様々な団体から依頼を受けて出かけている。球場でのパフォーマンスといった活動だけではなく、出前講座のような地道できめ細かな活動も必要だと思っている。

前回の委員会では、法教育について意見交換し、学校を中心に司法教育を徹底していくことが必要ではないか、教育委員会に働きかけると学校の授業の中で取り入れられやすいのではないかという意見が出ていたが、それも重要だと思う。また、「体験型」の方が広報につながりやすいという意見も出ていたので、公民館などでの広報活動においても、模擬裁判を体験できるビデオやシナリオを作って実演するとよいのではないか。

裁判員制度が始まって、何万人も社員がいるような大企業であればさほど問題は生じないかもしれないが、社員が2、3人であるとか、100人であるとかの中小企業では、裁判員として社員を行かせることは難しいという意見もあると思う。そこで、今、なぜ裁判員制度が必要なのか、これは社会をよくするためのきっかけだよと、裁判員制度の意義について理解してもらうことが重要だと思う。

裁判員制度の広報については、この制度そのものを知ってもらいたいという面と、制度を知っている方には更にその中身についてもよく知ってもらいたいという面とがあり、その両方をやっていかななくてはならないが、裁判所や法曹三者だけでは限界があると思う。この委員会の場などで御意見を伺い、良いアイデアがあればどんどん取り入れていこうという姿勢でいるので、御提言をいただければありがたい。

先ほども言われていたように、私も「体験型」というのが、より効果的で

はないかという印象を持っている。

先日、法曹三者で、ある高校に出向き、簡単なシナリオに基づいて模擬裁判を行った際、「あの証人がこう言ってるのはおかしい。」などと、高校生から自分なりの意見を出してくれたことがあった。説明をするよりも、見てもらい、やってもらったほうが、より分かりやすく、効果的なのかなという印象を持った。また、ひいては、これが法曹三者による法教育という一面もあるのではないかという印象も持った。

裁判員制度実施までに裁判所が行うべき広報活動の全体像に関する意見交換

先ほど、前回の委員会で議論された意見が少し紹介されていたが、前回の委員会の際に、委員の皆さんからいただいた御意見に対するその後の取組状況をお知らせする。

まず、広報活動のためのサテライトの設置という点については、教育委員会を通じて、県内の学校や図書館にビデオを送付し、地域の方への貸出しができるよう依頼をした。さらに、市民交流プラザや図書館にパンフレット等を置かせていただくことの御了解をいただいた。

次に、裁判所に入りやすい雰囲気作りについては、現在、庁舎内の空きスペースを利用した展示などができないかどうかを検討しているところである。

また、地域に積極的に向いてPRをすべきではないかという点については、現在、県内各地に向いて出前講座を実施しているが、今後は、さらに国民の皆さんと裁判官との質疑応答の機会を設けるなど、双方向でのコミュニケーションができるようなイベントを企画していきたいと考えている。

最高裁判所が行った調査によると、裁判員として参加することについての最大の支障は仕事の都合であり、また、裁判員の役割を果たすことへの心理的な不安、抵抗感といったものも大きな要素を占めているという結果が出ている。

そこで、今後の広報活動としてどのようなものが必要かを整理したので、事務局から紹介させていただきたい。

裁判員制度の存在自体については、ある程度、国民の皆さんに浸透し、制度の周知をする段階から、制度そのものの内容を理解していただく段階に入っていると考えている。そして、制度内容を理解をしていただく際に障害になるものは何か、その障害を取り除くためにはどのような広報活動が必要なのかという観点から整理をしてみたところ、やはり、心理的な不安というものの要素がかなり大きく、それを取り除くためには、制度の内容をしっかりと理解していただくということが必要ではないかと考えている。

国民の皆さんに対しては、出前講座等による双方向でのコミュニケーションを通じて、疑問点、不安点等を解消していただけるようにすることが重要だと考えている。

他方、勤労者や育児・介護従事者については、別途、異なった観点からの広報活動が必要ではないかと考えている。特に、勤労者については、企業に対して、従業員が参加しやすい環境を整備して頂くことへの御理解をいただくことが非常に大切だと考えている。

一つ補足すると、最高裁の調査結果では、裁判員として参加することへの支障として、育児・介護も大きな割合を占めているという結果があり、一時保育、一時介護等の利用の促進について、地方自治体への説明をしていく必要もあるものと考えている。

先ほど、広報活動としては、体験型重視ということ、裁判員制度の意義を深く理解していただくというところを伺ったと思うが、今、お示したイメージについて、御意見があれば伺いたい。

一時保育については、自治体への働きかけも当然必要だと思うが、やはり地域の方の力を借りることが必要だと思う。

生協では、助け合い制度というものがあって、例えば、母親が病気で病院

に行かなければならないが、子供の面倒をみてもらえる人が周りにいないというようなときに、ボランティアでどなたかにお願いして子供の面倒をみてもらうというものである。

このような制度は、生協だけではなく、おそらく色々な地域にあると思うが、もっと広げていくことが必要ではないか。例えば、子育てが終わって、時間に余裕がある方で、「何か社会に役立つことがあればやりますよ。」とお願いいただける方はたくさんいらっしゃると思うので、そういう方にお願いして、子育てを手伝ってもらうということはできると思う。

介護保険や公立保育園の一時保育のように、公的なもの、制度的なものというのは、もちろん利用させていただけるであろう。しかし、そういうボランティア的なものについては、裁判所側からは言いにくいところもあるが…。

隣近所の付き合いもないような希薄な人間関係の中で、どうして裁判員制度の実施が必要なのかという裁判員制度の意義に対する理解が進めば、社会をよくするためのきっかけとして生きてくると思う。

生協で行っているようなボランティア制度は、色々な地域にあると思うので、そういう団体に裁判員制度の意義を知っていただければ、協力をしていただくことは可能ではないかと思う。

育児に関しては、裁判所が、庁舎の中に何らかのスペースを確保して対応できるようにするという考えられていないのだろうか。裁判員として、裁判所で安心して仕事ができるようにするための環境の整備というのは、裁判所がしないといけないのではないか。

御意見として承るが、設備的にも制度的にも難しいだろうと思う。やはり、一時保育的なものを利用させていただくか、あるいは、辞退事由の中で深刻な場合とそうでない場合をどう切り分けるかという方向になるだろう。

女性会では、フラワーフェスティバルなどのイベントの際に、ホテルの一室を借りて、子供さんの授乳、おしめ替えといった育児のお手伝いをさせて

もらったことがある。介護についても同様のお手伝いをしたことがあり，裁判員制度が実施された際，お困りのことがあれば，御協力できるのではないかと思う。

次回のテーマ等

第二期の委員会で感じたこと，こうあったらよかったとか，こういうふうにしたほうがいいのではないかという委員の意見を議事録に残して，次期の委員会に引き継げれば，多少なりとも次期の委員会に役立つのではないだろうか。

まず，委員長を選任については，初めて委員になる方は大変かもしれないが，できれば市民の方が委員長になって議事進行を担当されるのがいいと思う。また，テーマについては，裁判員制度以外のテーマで議論したり，外部からゲストスピーカーを招いて意見を聞くということも必要だろうし，できれば市民からテーマを提示して議論できればと思う。

4か月に1回程度しか開かれていないが，もっと回数を増やしてはどうだろうか。また，審議会とか委員会とかは，ともすれば形骸化していつてしまうことが多いので，言わない方がいいかな，言いにくいなと思うようなことであっても何でも言える委員会であってほしいと思う。

今日，参加されている皆さんは，言いにくいことであっても，どんどんそのような意見を言っているように思うが，これが，この委員会の本当の在り方だろうと思う。

まず，委員長については，今回の委員会での皆様の御意見を紹介した上で，次回の冒頭に改めて委員長をどうするかという話をさせていただく。

また，次回の議事のテーマについては，今回に引き続いて，裁判員制度広報の全体像についてとさせていただき，次期委員の方々の御意見も伺って決めていきたいが，いかがか。

委員了承

以 上